

平成19年度 第7回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年10月30日（火）9:00～11:50

場 所：北海道庁赤れんが庁舎 2階1号会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、林委員、福士委員、宮田委員、山本委員
（事務局）川城地域主権局長、田中地域主権局参事

○井上会長：

早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

本日から観光、環境、地方自治について集中的に審議を進めたいと考えております。

10月の冒頭に知事に第1次答申をいたしまして、その直後に、12月の第2次答申に向けて実質的に審議に入るといふことになっておりました。第1回目の答申の際に私共が集中的に議論いたしましたのは地域医療でありまして、実際に道民の皆様から250件にご提案等々を頂いておりました。その中で第1次答申の対象といたしましたのは、地域医療というものを除いて、209件ですか、道民提案というものが残っておりました。前回の会議ではその209件を道州制特区に馴染む物と馴染まない物に2分法という形で全て仕分けという作業をいたしました。その中で馴染むものは、これからもいろいろな形で直接的な議論の対象となりますが、その段階で議論に馴染まない物と仕分けておいたものについては、机の上に置いてあるものを道州制特区に馴染むものとしておき、馴染まないものは却下したということではなく、一旦、棚の中にしまうということにさせていただきたいということで、仕分けをさせていただきました。前回、そういった仕分けをした後で、今日から11月末を目途として第2次答申に向けて、環境、観光、地方自治に焦点を絞り議論を進めるということでご提案させていただきました。実質的には第2次答申を決めたあとの締めくくりで、私が提案していただいたものを前回確認させていただいたので、今日から3つのテーマについて各委員の先生からの意見等をいただきたい。もう一つ確認でございますが、我々に科せられているのは11月末を目途に第2次提案をまとめるということで、環境、観光、地方自治と言ってみても、全てを網羅できるということではなくて、むしろ時間の制約の中で国に上げていくものを絞り込むという作業に入っていくということをご理解いただきたい。そして、先の地域医療と同様ですが、私達の任期というのは思ったより長く、長い道のりの中で体力の続く限り、（一旦、特区には馴染まないというテーマについても）出てくると思いますので、よろしくお願ひしたい。棄却したことではないと重々ご承知いただきたい。

では、今日の議題でございますけれども、「(1) 分野別審議について」配付資料を中心に事務局の方から説明方よろしくお願ひします。

○田中地域主権局参事

それではお手元の資料の関係でございます。資料1「道民提案・庁内提案の整理一覧表」でございますが、前回の委員会審議を踏まえまして道州制特区の検討の土俵に載せますものをリストアップいたしました。それで環境、観光、地方自治と大きく3分野に分けまして、その中でも例えば森林であれば、森林管理の一元化などなど道民提案、その横に道民提案に関連いたしましたして、道庁内部におきまして検討してきたものを庁内提

案として整理しております。そのなかで庁内提案、ペンディングのものもございしますが、①から⑩まで想定しながら検討しております。下の注にございます道民提案欄、※印のものがございます。これにつきまして前回、事務局におきまして特区提案によらなくても対応可能と整理しましたが、前回の審議を踏まえまして、こちらに引き上げてきております。また（番号）としたものがございます。これは庁内提案に関連した道民提案というものを参考としてつけさせていただいた。なお、これから資料2の中で説明させていただきますが、前回戴いた宿題の中で返せるものと返せないものもございまして、項目が出た段階で対応したいと考えております。ということで資料1は目次でございします。資料2個票でございしますが、道民提案として出てきたものをそのまま整理したものでございします。前回の委員会でのご指摘を踏まえ順番に並べたものでございします。資料3「庁内提案の検討状況」でございしますが、先ほど申しました道民提案を考慮しながら道庁内で検討しているものでございします。その中で⑤⑧⑩はペンディングのPがついておりますが、資料を添付するところまで熟してない面もございまして、引き続き庁内で検討してまいりたいと考えております。資料4は環境、観光、地方自治の関連法令をとりあえず抜粋したものでございします。資料5はこれまでの検討委員会の議論の結果、特区提案として検討すべきもの、特区提案に寄らなくても実現できるもの、医療からはじめまして248件の整理をしたもの。これも固まったものではありませんが、頭の整理のため添付させていただきました。以上で資料の説明は終わります。

私の説明は資料2、3、4を使用して説明いたします。資料2の37番、環境問題の森林のところから入りたいと思います。37番・森林管理の一元化でございしますが、国、道、森林組合など森林管理を一元化して有効活用を図ってはどうかという提案でございします。北海道の森林は全国の4分の1を占めておりまして、その中で国有林が本道の森林面積に占める割合が55%、約6割でございします。同じく道有林は11%、約1割、国有林以外は民有林と称しますが、民有林には道有林と、民間所有、市町村所有のものが含まれます。事実関係の整理でございしますが、民有林の管理は各所有者が行うことになっております。国は国有林の管理につきまして、21年度までに独立行政法人化を進めるということで検討しております。国有林の3割が人工林でございまして、独立行政法人で管理を検討しておりまして、残り7割は言わば手つかずの天然林で、21年度を目途に一般会計に移し替えるということを進めております。かつて3公社5現業と言われましたが、国鉄、電話、煙草専売の3公社が民営化されまして、のこり5現業、郵政、国有林野、印刷局、造幣局、アルコール専売でございしますが、郵政は民営化され、印刷局、造幣局、アルコール専売は独立行政法人化され、現在国が直営で行っているのは国有林野のみでございします。北海道も道有林についてはかつて企業会計でやっておりましたが、現在は一般会計に移し替えまして、公益的機能という面から、借金が500億円ほどございしましたが、一般会計に移し替えました。

実現手法ですが、国有林の管理権限を知事に移せないか、当然、それに伴う財源・人員の人件費の措置をできないものかということでございします。現在、森林管理局には1,082名の職員が在籍しております。昨年4月の政府与党合意では、3桁国道の移譲など、国から大規模な職員の移動が伴う事務事業の移譲に関しては、北海道のいわゆる行革の状況とか、道州制の進展を見ながら、受入体制含めて慎重に検討を行うことになっており、そういった事が懸念されるものとなっております。

メリットとしては、北海道の場合は山から川を伝って海に至るまで一貫した国土管理ができるというのがございしますが、一方で管理面積が広大ですので、管理の目が行き届かないのではないかという点が恐れとしてあります。あと、国有林は大変赤字が大きくて、正確な数字を把握しておりませんが、国の一般会計から毎年100億以上の金が入って

きております。借金と土地の価値を買いなさいと言われたときに果たして買えるのかというものがございませう。昨年4月の政府与党合意では、事務の移譲に伴い国有財産の譲渡の必要が生じたときは、無償又は時価より安い価格で譲渡あるいは貸し付けを行うということが、合意に入っております。今般、8項目についてはそこまでなかったもので、法の規定はございませうが、政府与党合意には案分が入っておりますので、これが適用できればいろいろな選択肢ができるのではないかと申します。

38番の森林計画の関係でございませう。森林審議会の所掌事務を拡大してほしいという提案でございませう。森林法68条第2項、都道府県森林審議会は、法律の施行に必要な事項について知事の諮問に応じて答申するとなっております、審議会の規定でございませう。所掌事務は法律上、地域森林計画の樹立、保安林の策定・解除、林地開発の許可に限定されております。したがって、法に基づく審議会のほかに、北海道が行っている林政施策については、条例に基づいて別の審議会を設置しているのが現状でございませう。

処方といたしましては、森林法を改正し、北海道においては条例で、審議会を設置できるようにしてはどうかという選択肢があるのではなからうかというものでございませう。メリットにつきましては、林業、木材産業の振興とか、道民理解の促進など、森林法に直接基つかない事を検討する審議会と、森林法の審議会で、重複を避けて一元的な審議をできるというメリットでございませう。

これを踏まえ、資料3、庁内提案の検討状況の1ページを見ていただきたいのですが、森林審議会の所掌事務の拡充ということとございませう。検討状況といたしまして、森林審議会はいくまでも対象が限定しているの、その他林務施策については別の審議会、北海道森林づくり審議会を設置しているというところを一緒にできないものかということとございませう。検討に向けたイメージ、森林審議会、これは法律設置で審議内容が固定されている、一方で森林づくり審議会、これは条例設置でつくっている、ここを併せ一体的に審議できないかということとございませう。このようなかたちで審議会の一元化というのがあるのかなと申しております。

資料2に戻っていただきまして、39番、道計画・市町村計画の統合でございませう。これは森林計画というのがございませう。現在森林法に基づきまして、農水大臣が全国森林計画を策定し、それに沿って知事が地域森林計画を策定する。次に、それに沿って市町村が市町村森林整備計画をつくる、民間森林所有者の方は森林施行計画をつくるということになっております。道がつくる地域森林計画におきましては、流域単位に計画の指針とか、造林伐採の計画量など、量的なものを示しております。しかしながら、市町村森林整備計画におきましては、計画量は記載されず、いわゆる計画的な森林の維持管理に関する公的な実効性の担保がされていないという問題意識がございませう。手法といたしましては、森林法を改正しまして、道と市町村がそれぞれ計画をつくるのではなく、流域一帯となって森林マスタープランといったものをつくってはどうかという選択肢でございませう。メリットにつきましては、当然裁量が広がりまして、地域立脚型の森林管理ができるようになる、また地域における森林施策の作成主体が一本化される、最終的には事務作業の軽減はもとより、持続可能な森林資源管理が可能になってくるという点でございませう。

資料3の2ページをご覧ください。人工林資源の的確な管理体制の構築でございませう。現在、海外からの木材輸入がかなり減っております、道産木材への需要が大変高まっております。それで、カラマツ、人工林を中心に伐採が進んでおり、丸太で道外への移出が大変増加しております。そうした中で、今後の資源の持続を考えますと、伐採量を規制するとか、丸太の輸出を抑制するなど、そういった手法ではなからうかと、そうい

ったものをマスタープランという形で北海道と市町村が一緒に作っていけないだろうかという問題意識でございます。イメージといたしましては、全国一律の森林計画制度について道独自の森林管理計画というものを作れないか、樹種別の伐採限度面積を設定してはどうかというものでございます。次に森林施行計画の認定基準、これも全国一律でございますが、北海道では樹種別の伐採量を追加するなど道独自で上乗せできないかということでございます。次に伐採届け出、現在伐採量の制限が無いものですから、道独自に伐採量規制をしてはどうかというものでございます。伐採届け出による伐採限度枠の設定できないだろうかという問題意識。最後の生産された材の流通、今、丸太の輸出には規制が無いので、それを許可制にしてはどうかと、とは言っても一定の伐採可能面積の範囲内であれば従来どおり、それを超える場合は規制対象とする問題意識でございます。現在、特定品目の輸出ということで、カラマツの種とか、セン、カバ、ナラの丸太とか、そういったものが外為法で輸出の許可に諮らしめられております。外為法では経産大臣の許可となっておりますので、そうしたものを道独自で、どういう樹種とか北海道で決められるようにいうものです。柱は計4本入っております。

森林は終わりました、2ページの環境の土地利用でございます。資料4、法令の2ページですが、NO49農地転用許可の権限移譲というのがございます。ここに農地法4条、5条をつけてありますが、農地法4条につきましては、4ヘクタールを超える農地を農地以外にする場合には農水大臣の許可を受けなければならないとか、附則以降、都道府県知事は当分の間、あらかじめ農水大臣に協議しなければならない。第1号、2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為。併せまして、NO50、保管林、森林法によりますと農林水産大臣は重要流域、2以上の都府県に渡る流域、その他国土保全上、又は国民経済上特に重要な流域で、農水大臣が指定するものを言う。これを保安林として指定することができる。26条第2項では、保安林の指定を解除することができるという規定がございます。

A3版の横表に戻っていただきますと、小分類、地方裁量の範囲を拡大したいと、いうことで農地転用許可と保安林に関する権限移譲と、法令の根拠は水道事業でいろいろと議論させていただきましたが、給水人口の5万人の上が国、下は都道府県と、同じように4ヘクタールを超えるものは農水大臣、それ以下は都道府県知事。ところが当分の間、2ヘクタールから4ヘクタールは大臣合意となっている。保安林についても重要流域に係る権限は国に残っている。権限移譲という観点からそういうことはできないかというものでございます。事実関係ですが、農地関係につきましては、農地転用実績は平成17年度で北海道トータルで840ヘクタールの農地転用を行っております。うち農水大臣の許可、4ヘクタール超ですが34ヘクタール。当分の間、農水大臣との協議を要するものが100ヘクタールという状況でございます。大臣転用の事案に関する標準処理期間ですが、道庁で申請があがって3週間、国で3週間、6週間とされておりますが、書面によるやりとり以外にも、事前の前協議とか、相談もあるので多少かかるものと聞いております。メリットとしては処理の迅速化が期待されるというかたちでございます。

次に50番、保安林でございますが、重要流域は農水大臣、それ以外は知事と、国有林は国がやっております。国有林の指定解除の権限について北海道に移していただけないかということが選択肢として出てくるのではないかと。民有保安林の解除について国に対していろいろ照会をしているところで、18年2月、道州制特区に関する特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除の事務について北海道に移していただけないかと聞いたところ、次の理由で適当ではないとの回答を頂いております。①保安林は国民の財産権の制約を伴う。よって指定解除は全国的公平性が確保されることが必要だ。

②国土保全上、特に重要な水源涵養保安林については、保安林制度の根幹部分を担っていることから、厳格な運用が必要。③国有林と同一流域内に存する民有林で、所謂、指定解除に異なる運用がなされると、洪水など流域全体の保全に悪影響を及ぼすことと言った3点の理由が示され、難しいとの回答を頂いております。手法といたしましては、法改正もごさいますが、保安林の整備の費用とか、委託事業とか補助事業とか、権限がくれば現に要している費用について北海道に移して欲しい、権限・財源のセットについて詳しく記載しております。メリット、民有保安林について事務処理時間が短縮される、デメリットは、国管理のものを移すことが難しいというものでございます。

資料3、庁内提案の検討状況の3ページですが、国土利用の規制権限等の一括移譲ということで整理しております。全国知事会などにおきまして、農地の転用、大臣許可の話とか保安林とかそういうものは本来、地方の仕事であって、国の関与は廃止して欲しいという議論が、地方分権委員会とか平成6年あたりからずっと続いております。そうした中で、権限移譲について、市町村からも農地転用とか保安林の提案が寄せられております。市町村から多く寄せられていると書いておりますが、全国市長会とかそういったものを見てみますと、規制を緩くしてくれという提案が多い。道庁としては虫食いの農地が出て困るし、しっかり保安林を管理しなければ、日高の洪水ではございませんが、3年たっているといろいろと流木が出てしまったと言う点を考えますと、山の管理、国土の管理は極めて重要と認識しております。一方、市町村におきましては都市計画法とかそういうものももっと自由にさせてくれと、ベクトルがちょっとずれているところがございます。私ども、農地転用につきましては、平成27年度までに食料自給率242%を目指していくために、しっかりと農地を守るという観点も必要だと考えており、また、山もしっかりと守らなければ、海まで影響があるのではないかという問題意識でございまして、若干ベクトルがずれている面があるかもしれません。検討状況としまして、土地利用につきまして、国はあくまでも法律で最低限を定めて、北海道に一括して権限を移してくれないか、2つめ、いろいろ規制につきまして、国土利用はもともと都道府県の事務と我々考えておりますが、関係大臣との協議とかが多々ございまして、さきほどの農水大臣協議もそうですが、まず国交大臣に相談しなさいと、そうすると国交大臣が環境大臣と厚労大臣に相談しますといった点もございまして、右上にありますように、国土利用計画法、都市計画法、農振法、農地法、森林法、自然公園法、自然環境保全法と、これは所謂国土利用計画法に基づきまして、旧国土庁が所管しておりました都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域とそういったものを上位法として整理すると逐条解説ではそうなっておりますが、実態は、都市計画法とか、農振法、森林法が先に決めているようになっていると考えております。土地利用につきましてはホップ、ステップ、ジャンプではございませませんが、まずホップといたしまして、少なくとも4ヘクタール、または重要流域とか国の権限を貫う、その上で、いずれ協議とか国の関与を廃止する、将来的には北海道独自の土地規制をやっていく、そういったことができればというのが事務局としての感想でございまして、以上、国土利用の関係でございまして。

続きまして、3ページ、バイオ関係、環境問題でございまして。バイオは3ページから4ページと続きますが、このバイオ関係を見ますと論点は基本的に3本かなと思います。まず国税、揮発油税と地方道路税、国税を減免してほしいという要望。2つめとして地方税、これは軽油引き取り税を減免してほしい、プラス、交付税による減収補填措置をしてほしいというものでございまして。軽油引取税は道税ですから減免しても良いのですが、道の収入が減ったら困りますので、その分を交付税で補填してくれないか、ここはペアでございまして。3つめは遊休農地の活用などによるバイオ燃料の促進、遊休農地を

使ってもっとバイオ燃料を作ったら良いのではないかと申すものです。大きく3つの論点と考えております。1点目、108番バイオ燃料の普及促進ということで、事実関係にございますが、揮発油税では、揮発油に炭素水素油以外のものを混和して揮発油以外のものとした場合、製造と見なされると申すことで、3%のバイオエタノールを混ぜると、その3%分にも揮発油税がかかってくるので、混入したバイオエタノールの3%分に係る税金を免除してほしいという要望でございます。揮発油税、地方道路税に係る減免措置ということでございまして、このような国税を減免してほしいというのが1点目でございます。2つめの観点として、109番、バイオ軽油の非課税化でございます。バイオディーゼル燃料、BDFと言われおります、天ぷら油などを使って軽油に混ぜていくというのですが、事実関係にございますが、これも地方税法によりまして、軽油にそれ以外を混ぜた場合、軽油と見なされると申すものでございます。軽油引取税の課税対象となるものですから、減免してほしいというものです。手法として、地方税法の改正、税の課税免除を行ったものについて、交付税による補填措置をしてほしいという要望が上がっております。従って地方税を減免したときに、交付税できちっと減収補填をいれてほしいという減収補填の議論。

次に110につきましては遊休農地でバイオ燃料を作りたいというのですが、農作物であれば農地で問題なく作れますので、そのような提案と考えております。3つ目の観点としまして、バイオ燃料特区の指定という点がございまして、耕作放棄地など遊休農地においてどのようにバイオ燃料をどんどん作っていったらどうかというものです。現在、農業経営基盤強化促進法において、市町村との間で協定を結んだ上で、一般企業のリース方式といった形も今制度化されてございまして、このような形の中で少しずつ製造が増えていっているのかなと思っております。あとここ、実現するために考えられる手法とございまして、こうした、先ほど申しました課税免除もございまして、いろいろ国への予算要望とか、そういったものも引き続きやっております。それでこれの③、菜種、農地で菜種は特に制限がございしません。それで一番下のところ、ガソリン税の減免というところがございまして、ここが先ほど申しました国税のところ、先ほどちょっと説明しましたので省略いたしますが、国税の分を、これは国税はまけてくれということでの提案かと考えております。

それですみません、めくっていただきまして、5ページでございます。

次に環境、いわゆる廃棄物とリサイクルの分野に入ります。

これは2点ございまして、一般廃棄物処理施設の設置要件の緩和と、施設許可要件の条例委任、2点ございまして。

113番。これは生ゴミとか、いわゆる一般廃棄物事業を行うには、一応知事許可になっておるんですけども、その指定権限につきまして、リサイクルをきちっとやろうとする場合につきましては、許可を不要にしてほしいということでございまして。これは逆に言うと、1日当たり処理能力5トン以上については知事許可があると。1日5トン以上は知事許可があるので、そこを規制緩和的にやらなくてもよくしてくれということでございまして。従って、環境アセスとかいろいろ時間的な手間暇がかかるものから、それについてということで、すみません事実関係のところでございますが、廃棄物処理法によりまして一般廃棄物処理、例えばゴミ処理5トン以上については知事許可が必要と。従いましてこの許可を、許可不要としてくれということなものですから、メリットも若干ありますが、デメリット、周辺地域の生活環境への悪影響とか、不適正な処理が行われるとか、そういった問題がちょっと想定されます。

次に114番。これはいわゆる廃棄物処理施設を作る時の住民とのトラブルをどのように解消していけばいいかという点でございます。事実関係でいきますと、廃棄物処理

法によりまして、施設の設置は知事許可となっております。それで、いろいろ国でも基準が決まっております、北海道におきましても北海道における廃棄物等の処理に関する指導指針によりまして、知事との事前協議とか住民との同意を求めているところがございます。これにつきましては、メリット・デメリットで、住民同意の上で施設ができる。一方でデメリットとしましては、第三者の個人的な思想、個人的な考え方で施設設置が拒絶できてしまうといったこともありまして、ということと、時間がかかるという点でございます。

それで恐れ入ります資料3。資料3、庁内提案の4ページを見ていただければと思います。

資料3の4ページ、北海道らしい循環型社会の形成という点で、まずこれは、2点中身がございまして、検討状況にございますが、再生利用の認定権限の移譲。これは、廃棄物の再生利用、リサイクルを行う場合に、法律に基づいて許可が必要となっておりますが、許可が、産業廃棄物の処理と一般廃棄物の処理、すみません施設設置につきましては北海道庁が一廃も産廃も持っておるんですが、いわゆる業、産業廃棄物の業をやりたいと。産廃は北海道庁、それで市町村は一般廃棄物の業を行うと。その許可権限を持ってございます。それで上にいきますと、許可が必要でございますが、道庁と市町村で、リサイクルをやろうとする時に、業の許可は市町村だけ一廃は、施設を作るときは北海道庁と。産廃は全部、業も施設も北海道がやっております。そうした状況の中で何とかならんかという点でございます。それともう1点、廃棄物処理施設の設置基準の移譲。これは、設置基準が全国一律で決められているものですから、そうした基準の、どういう基準を作るかも道独自の基準にしてほしいと。施設設置基準を決める権限の移譲という点でございます。それで、提案に向けたイメージ、廃棄物の再生利用の特例ということで、先ほど申しましたように、ここで道、市町村の業、施設許可不要と書いてますけれども、先ほど申しました一廃については業が市町村、施設は道庁。産廃は業の許可も施設も道庁といってるものが、一定の要件に合致する場合には、国が認定すると。そうすると、道も市町村の許可もいらないという、いわゆる特例措置がございまして。いわゆるリサイクルの特例措置で、環境省が認定すれば道、市町村の業、施設の許可はいわなくなるということでございます。その権限をもらいまして、北海道で全部、道庁が決められるようにしたいと。具体的には対象の廃棄物が決まっております、検討例に書いてますが、廃棄物の油、天ぷら油が先ほど出ましたが、産廃ゴミとしての油とか、家庭から出ます油、そういったものを再生利用をしてBDFなどを作る時に、これまで環境大臣がやっておりましたリサイクルの認定について、道庁ができるようになります。それで、その対象のものも限定されておるとというのが1点目。2点目といたしまして、廃棄物処理施設の設置基準。廃棄物処理施設は全国一律に基準が決まっております、道独自の基準を作りたいということで、例えば絵に描いてございますが、水道水源への配慮とか、地域の実態をこの基準に入れるべきではないかという提案でございます。以上2点。それですみません、もう一度申しますと、一般廃棄物の業の許可は市町村、施設設置は北海道。それで産業廃棄物は業の許可も施設も北海道庁という形になってございます。恐れ入ります、ということでこれがリサイクル関係です。 A3版6ページに移っていただければと思います。

続いて恐れ入ります、これから観光に入ります。観光でございます。

まず53番、国際観光の振興。外国人観光客の受入体制整備のために、企業が観光投資を行う場合、税を優遇してほしい。これにつきましては、平成19年度から租税特別措置法によりまして、法人所得税、いわゆる国税の特別償却、または税額控除等の措置が講じられておるという状況でございます。それでメリットとしては、当然これは、優

遇されれば越したことはないんですが、いわゆる税の公平性との関係をどう考えるかという点であるかと思えます。それで右側に、摘要欄に地域限定通訳士と書いてございます。すみません、本日ちょっと、先ほどペンディングということで名前だけ入れておりました。概要だけ申しますと、もともと通訳案内士というのは国家資格、通訳案内士法で国家資格で通訳案内士というのがあります。これは報酬をいただいて通訳とか案内を行う業というのが国交大臣の許可になっております。そこで平成18年にビジット・ジャパンなどの動きがございまして、都道府県知事資格で通訳できないかということで、ここにあります地域限定通訳士という制度が法律で新たに認められました。それで、地域限定通訳士ですので、北海道だけでしかその通訳士の資格は通じないものですから、北海道の中で報酬をいただいて通訳案内を行うというものが18年度にできたということでございます。ただここもいろいろ、外国語の試験の基準とかを全部国が定めてるので、そういった基準を移譲できないかとか、いろいろ計画を作って国交大臣の同意を得ないといけないんで、そこ何とかならんかとか、そういう問題意識で現在ちょっと庁内で調整中でございます。

次に54番、カジノの整備。これは対象、外国人観光客などを対象としたカジノという点でございます。これにつきましては事実関係、各種の課題や問題点、道内世論盛り上がっていない、あとまた刑法に該当する、あと16年度に構造改革特区提案がなされてるけど頑として受け付けないという点など、多々あれがございまして。それでメリット、当然経済効果、雇用効果があると。また収益金も確保できると。メリットがある一方、暴力団などの犯罪、青少年への悪影響、ギャンブル依存症、また社会的コストなどなどこういうものがあるということで。それで、真ん中に特別法とございまして、これは賭博罪の違法性を阻却できるかどうかという点にかかるわけですが、国の自民党の観光特別委員会、これは愛知和男議員、あとカジノエンターテイメント検討小委員会、これは岩屋毅議員、が18年6月に我が国におけるカジノエンターテイメント導入に向けての基本方針というものを作って動いておるようで、これは後ほどまた。そのような状況でございます。

あと次に55番、民宿・ファームインの活性化。自家製果実酒。これにつきましては、お酒に水以外のものを混ぜた場合は、新たに酒を造ったものと。先ほどのバイオ燃料と同じような仕組みかと思えますが、これでお酒とみなされて製造免許が必要。それで、年間製造数量が例えば果実酒であれば6キロリットル以上なければ、免許を受けることができないという点がございまして。それで酒税法を改正して、小さくても、小規模でも許可ができるようにできないかと。ただその場合には当然、今の制度の中では酒税法、製造免許を持つということは逆に言うとその酒税も払うという形になってまいるかと思えます。それで牛乳です。これはしぼりたて牛乳ということで、いろいろ要件がございまして、③殺菌基準、63℃30分。それで保存基準、殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存ということでございます。これはデメリットで、衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒の発生のおそれとございまして。これは食中毒が出るかどうか科学的知見が必要かと思っておりますが、前回の議論で中札内のほうの特別牛乳というのがあるということで、名前は思いやり牛乳といわれているようですけれども、日本で唯一、加熱殺菌を一切する必要がなく、しぼったまま瓶詰めにしてそのものの牛乳と。相当ハードルが高くて、中札内以外ではできないのではなかろうかと、これちょっと事実関係でございますが、というものもあり、どのようにこうした食品の衛生を担保していくかという問題点があるのかなと思っております。恐れ入ります。

続きまして7ページでございます。

7ページは観光関係の特定免税店制度。これは沖縄で今、特定免税店制度ということ

で、20万円を限度としまして、いわゆる免税店で買っていきますと、日本の中の外国ではありませんけれども、旅行者が免税を受けられると。琉球王国からの流れの中での1つの制度かと思いますが、現在、沖縄振興特別措置法という中で規定されてございます。それで提案としてはもう1点、消費税もどうかと。それでこの消費税につきまして、一応非課税取扱いというのが、社会政策的な配慮で非課税というのも現実でございます。そこをあと税の公平性との関係かと思いますが、当然のことながらメリットとして、輸入ブランド品が購入可能になるとか、北海道観光のメリットになると。一方で地元のおみやげ業者に影響を与えるのではなかろうかというデメリットが出てございます。

続きまして58番、ビザ発給要件の緩和。北海道限定ビザなし特区ということでございます。これは事実関係、出入国管理及び難民認定法に基づきまして、上陸しようとする外国人は有効な旅券で領事官などの査証を受けたものを所持しなければならないと。実際には62の国とは一般査証免除措置ということで、特に台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内はなくてもいいよと。シンガポールは3か月以内と。また中国につきましては修学旅行生については免除という形でやられております。メリットは、もちろん経費とか時間の節減、デメリットとしては外国人の入国及び滞在が差し支えないとの判断が取れないということもあるんですが、ビザなし入国でございますので、例えば青函トンネルなりフェリーなりで本州に行ってしまうと、どこに消えたかわかんなくなってしまうたらどうすんだといった、いわゆる違法滞在の議論があって、北海道から出れなくすとか、そういうことがなければなかなかその担保ができないという問題点があるかと思いますが。実はこれ本年5月、かつて道州制担当大臣であった渡辺大臣が札幌に来られた時に、ロシアゲートウェイ構想ならぬ、こういうビザなし特区はどうだと言っていた経過もあるんですが、なかなか課題も多いのかなと思っております。

次に63番、外国人人材受入れの促進。これにつきましては、道内観光分野の就業について、在留期間を3年ないし1年にしたいということで、これはいわゆる外国人シェフとか外国人のホテルマンとか、やっぱり海外のお客様が来られた時に、言葉が通じないと困るものですから、そういったものを何とか増やしていけないかという点でございます。

それで参考資料の、恐れ入ります、資料の4、関係法令のところでは10ページと11ページをちょっと見ていただければと思います。

この10ページでございますが、63番ということで、一応関係法令の資料4の10ページ。見ていただきますと、出入国管理及び難民認定法ということで、第2条の2第3項、在留期間は法務省令で定める。それで3年(特定活動の在留資格にあっては5年)といったものが法令で決まっております。それで別表の1にございまして、別表1の2。例えば人文知識・国際業務であれば、法律、経済、社会学等々の分野に知識を有するものとか、あと別表1の5であれば、これは特別活動と言いまして、大学とかで教える研究者とか、あとちょっとめくっていただいて裏、11ページでございますが、口情報処理のところ、それとハその家族というものが5年。それ以外の方は3年という形で一応上限が決まっております。そうした中で更に施行規則で見ていただきますと、それぞれ決まっております。例えば真ん中、人文知識・国際業務、3年又は1年とか、研修・就学は1年又は6か月とか、こういうのが出入国管理令で規定されてるということで、本体に戻っていただきまして、A3番の7ページ、63番でございますが、ここでまずありますのが、在留期間というのが定められております。それで1年又は6か月。また人文知識・国際業務の場合は3年又は1年というふうに法律上定められているということで、非常に外国人シェフなど、そういうものを選んで来れないかという提案がまず1点です。これは平成16年に構造改革特区で一度北海道から出したことがございました。

その時にはいわゆるビジネスホテルなども含めまして、国の回答は、人文知識・国際業務に係る活動という証明ができれば、少なくとも在留の資格は認定できると。ただ特に年数については、一応、高度であれば5年、一般であっても1年ないし3年があるから十分じゃないかといった内容でございました。ということで、そういうこともやっておりまして。それで今回提案でもう1点出てきているのが、そのまた以下、7ページの下から2つ目また以下ですが、いわゆる研修生、外国人研修生でございます。これは財団法人国際研修協力機構が定めておる、いわゆる技能研修でございます、とりあえず1年ということなんですけれども、伸ばせば3年までいけるというふうに仕組みになっております。ここももしかしながらでございますが、不法残留、賃金不払いなど、いわゆる昨今道内でもいろいろございますが、そういう点に影響が出るおそれもあるということで、慎重な検討もいるのかなという点でございます。

それで恐れ入ります8ページでございます。11ページまでなのでもう少々、恐れ入ります。恐縮でございます。

8ページ、観光の中ですね、64、65。これは自家用自動車による道路運送法の関係でございます。

それで64。これは概要、旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設、旅館がみんなで共同して自家用車で有料運送したいんだという提案でございます。これはもともと有償運送につきましては、国交大臣の許可が必要でございます、事実関係のところでございますが、自家用車による有償運送を認める制度というのが、現在、市町村が行う市町村運営有償運送、またNPOが行う過疎地有償運送、福祉有償運送、この場合は大臣登録でございます。こうなっております、今回の要望、いわゆる自家用車、なお書きに書いてますが、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合、これいわゆる白タクに近い状態でございますが、要は第2種免許を持って有償運送をすることもできる世界なんですけれども、無償でやれば制度上問題ないんですけれども、有償でやりたいと。ただ手続きは2種免許を持たないとか、やらせてくれということで、いささかデメリットにありますとおり、安全性の担保などでデメリットもあるのかなと。

それで次の、体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、国の権限を道に移譲してほしいと。ダブルで入ってますけれども、まず権限移譲をしてもらって、北海道がいろいろこうやっていくということでございますが、ここのポツの1つ目のところなんですけれども、今、旅客運送事業に係る許可につきましては、国交省、8か所の運輸支局がございまして、そこでやっています。また次のポツにあります、旅客運送が目的の場合は2種免許が必要とされておるということで、そうした時にメリット、これは2種免許を持たなくても運転できるようになります、デメリットとしては体験観光事業者、いわゆる宿から、川でラフティングをやるんだと。車で運転して行って上流につけて、それで下流に迎えに行って、はいじゃあ帰るんで駅まで行きますよと。そういう体験観光というんでしょうか、についてできないかということでございまして、そうした中で、そこだけ切り離して行うということになりますと、非常に行政効率の低下が懸念されるというのがデメリットに入っております。また安全面をどうするかという点があるかと思えます。

次に69番、自由貿易地域の指定。これも先ほどありました沖縄振興法の関係でございます。沖縄におきましてもいわゆるFAZというんでしょうか、自由貿易地域、特別自由貿易地域などなど、いろいろ措置がされております。あとこれにつきましては、そもそも沖縄のほうから話を聞きましたところ、あまり使われてないと、要は要件が厳しくて使えないという話を聞いてございます。それとあともう1点、沖縄につきましては、これまで返還の問題、米軍の問題、あと県民所得が最下位という状況でございます。一

方で北海道におきましては、県民所得は中くらいといった点などがございまして、国民の理解というのをどのように考えていくかといったものが1つ背後にあるのかなと思っております。

続きまして9ページでございます。

9ページは空港の一括管理ということで、事実関係に書いてございますが、現在、空港整備法などによりまして、第2種A、国が作って国が管理してる空港が、新千歳、稚内、函館、釧路。それで第2種B、これは国が作って市が管理してる。旭川空港と帯広空港。それで第3種空港は、これは地方、道が作って道が管理。女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻。その他、いわゆる共用空港、防衛省とのあれで、丘珠というのがございます。これで空港を一括して管理したいということで、これは道議会でも、6月議会でも質問が出たわけですが、メリットとしましては、北海道が管理することになって利便性が上がるとか、あと着陸料が増えるとか、その余りが出れば3種空港に、3種空港は赤字なもんですから、そういうところに補填もできるのではなからうかとというメリット。一方でデメリット、国の収支がはっきりわかりません。それで千歳空港を含む、いわゆる国の空港の収支がどうなのかというのがわからないものですから、そこをどう考えていくか。また、空港を買ってくれという、先ほどの森林と同じなんですけれども、当然、投下資本の回収もございますので、空港を買ってくれと言われたらどうするかという問題。というものがございます。それで国交省も実は2005年の収支を、例えば新千歳とか羽田とか広島とか公開したんですけども、黒字なのが千歳と大阪空港という、報道にはあるんですけども、人件費が入ってないもんですから、その辺をどのように考えるかという数値の問題がございます。ただ空港につきましては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律というのが実はございまして、空港整備特会につきましては平成20年度までに一定の方向を出していくと。平成20年度までということで、特に空整特会につきましては、統合、いわゆる空港整備についての歳出、借入金の抑制に努めて、将来的には廃止していくというものもあったりして、今後20年に向けての国の議論がなかり増えてくるというふうに感じております。

それで以下、その下は特区提案によらなくても対応可能ということでございますが、CIQの話。ここは、あとまた道路標識にもっと外国語を入れたらいいのではないかと。また新千歳空港24時間で運用のやつも併せて検討したらいいのではないかと。ここににつきましては、それぞれのまた具体化の中で、恐れ入ります、宿題を含めましてお返しをしていきたいと思っております。

次に、いよいよ10ページにまいりました。

10ページ、地方自治でございます。

地方自治、まず123番、政令市の法定要件の緩和。これにつきましては、事実関係で、政令指定都市、人口50万以上、中核市、人口30万以上となっております。それでこれは、だいたい8掛け、 $5 \times 8 = 40$ と8掛けして政令市にして、権限・財源をいっぱい入れてはどうかという点でございます。

それで恐れ入ります、また法令のほうですが、資料の4、資料の4の14ページを開いていただければと思います。資料の4、法令の14ページでございます。14ページを見ていただきますと、地方自治法が載ってます。それで、政令で指定する人口50万以上の市、いわゆる指定都市となっていて、これは都道府県がやる事務を政令指定都市はできますよというのを書いてまして、一部を、児童福祉、民生委員、生活保護、母子、食品衛生などなどございます。それで人口30万以上の市、中核市でございます。その下に政令でありますけれども、政令指定都市は現在、北海道は札幌市でございますが、全国で17箇所。あと中核市、北海道は真ん中に旭川がありますけれども、全国で35箇所

所というのが概要でございます。それで恐れ入ります、こんな状況でございますが、またA3版に戻っていただきまして、政令指定都市。これは、まさにメリット・デメリットで申しますと、メリットは事務権限が強化できる。デメリットは組織体制の整備、また財政措置をどうするかという点がございます。

それで、あっち行ったりこっち行ったりで恐縮ですが、資料3、広域中核市というのが資料3の6ページにございます。庁内提案、資料3の6ページ、広域中核市制度の創設。これは解決したい問題として、札幌一極集中の是正のために核となる都市を道内で育成できないかという問題意識でございます。それで現在、発想のポイントとしましては、今の政令市、中核市などなどにつきましては、いろいろ確かに行財政能力は向上しております。そこを人口に着目するのではなくて、圏域政策に着目、いわゆる人口議論から面的な議論に発想を転換できないかということでございます。それでこのため、地方自治法に広域中核市制度を創設し、いわゆる第2次医療圏、21でございますけれども、その第2次医療圏と区域が一致する市、これは合併を前提としてございますが、第2次医療圏と区域が一致する市に政令市と同等の権限を移譲できないのかという発想でございます。いわゆるこれまでの広域分散型の北海道における地方自治のあり方として、これまでの点、線の議論から面の議論に持って行けないかという意識改革の提案ということで、先ほどの政令市と併せ、このようなことも検討してございます。

それですみません、A3に戻っていただきまして、次に124番、道から市町村への権限移譲。これは現在、北海道の4千項目の権限について、2千項目を市町村への権限移譲ということでリストアップしております。それでその2千件の中に、500件については法律を直さんといかんということで、直せばいいんじゃないかという提案でございます。ここはいささか時間もかかりますので、地域主権局、私どもでやっておりますが、また順次議論に乗せていければと思っております。

125番、2重行政、3重行政の解消。これにつきましては事実関係、地方支分局の職員20,174名おります。先ほども申しましたが、政府・与党合意で道州制特区に係る大規模な人の移動を伴う事務事業の移譲については、いろいろ北海道の行革の状況とか、受入態勢も十分考慮して検討というものがございます。そうした中でメリット、国民的な観点から見ますと、行政コストの縮減というものもございますが、一方で地元の理解も必要ではなかろうかというふうにあります。

130番、負担金制度の廃止。これは国直轄負担金を廃止してくれということでございます。地方財政法によりますと、建設事業などを国が行う場合、地方団体はその経費の一部を負担するとされております。そうした中で北海道は北海道特例という制度がございまして、他府県に比べますと補助負担率の嵩上げ、または地元負担率の縮小ということで、北海道分だけで申しますと約900億円が嵩上げされておるという状況にございます。それでこの、国直轄負担金制度の廃止については、これは国家的施策としてやってるけども、自治体に負担を課すということで、国に対しまして直轄負担金の廃止とか、せめて維持管理費をなくしてくれとか、事務費とかの内訳がわからないので情報公開してくれとか、北海道としても言ってきておりますし、また全国知事会においても同様の主張をしてきておるところでございます。ただここも受益と負担の関係をどうしていくのか、また、国のことは国のことと言った時に、地方のことは地方のことということで、どこまで切り分けができるかという問題意識を持っております。

それで恐れ入ります、11ページです。

地方自治につきまして、138番、139番、144番。

まず、複式簿記を導入してはどうか、また歳出科目、款、項、目、節の節でございますが、廃止してはどうかという点につきましては、ここも非常に、斜字で書いてござい

ますけれども、地方自治法の規律密度を引き下げることができないかという点で、庁内でも検討しているところがございますが、なかなか時間を要している点がございます。ということで、説明は前回もちょっと触れましたので、今回は留めさせていただきまして、それですみません、最後に資料3、庁内提案に戻っていただきまして、資料3の庁内提案でちょっと先ほど拾い上げが漏れてしまったのがございます。

資料3の5ページ、シルバーウィークの設定、庁内提案ということでございます。

これは秋のゴールデンウィークはどうだろうかという提案でございます。かつて経済財政諮問会議で春のゴールデンウィークは動かさないかねという話も知事からもあったりもしたんですけれども、春はいろいろゆかりのある祝日が多くてですね、秋なら何とかならないかということで検討した経過がございます。提案内容につきましては、9月の15日敬老の日を10月15日、体育の日10月の第2月曜日、これを13日に、勤労感謝の日を11月から引っ張ってくる。そうするとこれは土曜日休みじゃない方もいらっしゃるのだけれども、週休2日制を前提とした時に、土曜から次の週の19日まで連休になるということで9連休と。これは実は国民の祝日に関する法律というのがありまして、その第2条第3項で、その前日及び翌日が国民の祝日である日は休日とするということで、オセロゲームみたいになってまして、休日と休日があれば真ん中の平日がひっくり返って休みになるということもあって、ここまでやれるかどうかはちょっとあれですけれども、このような1つの時という概念を北海道で考えることができないかという提案の趣旨でございます。

併せてその2ページ後ろに町内会事業法人制度の創設というのがございます。

7ページでございますが、町内会事業法人制度の創設。これは解決したい問題ということで、地域コミュニティの再生をどう図っていくかということでございます。それで例えば、公共交通機関がない地域での乗り合いタクシー事業とか、1人暮らしの高齢者の方向けの食堂とか弁当配達とか、こういった住民自らコミュニティビジネスをやる受け皿として、町内会というものが力を発揮できないかという問題意識でございます。具体的には地方自治法に、右上でございますが、新たな条項を設けまして、北海道においては町内会がコミュニティビジネスの事業主体となれると。そのための法人格を取得できると。それで詳細は条例に任せるといったことを行うことによって、今、限界集落、住民の半分以上が65歳以上とか、どうやってコミュニティを支えるかと言われている中で、何らかの解決の手段の方策としてならないかという問題意識での提案でございます。

ということで恐れ入ります、以上一通りの説明を終わらせていただきます。

○井上会長：

ありがとうございました。

非常に長い時間をかけての説明でありましたけれども、これからですね、残りの時間審議をしてまいりたいと思いますが、途中で申し訳ないけれども、宮田委員は何時にここ…。

(宮田委員～11時5分ぐらいまで。)

そうですか。じゃあ今日これから議論することの趣旨を先に説明させていただいて、その間にちょっと頭の中を整理、私しますんで、今日ここで決めるのは、先ほどですね、冒頭に私、これまでの議論の経緯というのを整理させていただきましたけれども、11月の末を目途に第2次答申というのを知事にあげるわけですが、それについて、第2次

答申に向けてですね、こういった内容を織り込んでいくのかということを経験するということで、第1回の答申の時には細目ベースで言えば、5件ということになったと思いますけれども、これからですね、1つ確認してたのは、四半期毎にですね、できれば四半期毎に5本から10本ぐらいの案件を答申という形で知事に提案できればいいなというようなことでありました。それで11月の末を目途にということなのですが、今回ですね、先ほど言いましたように、大きなテーマということでは、これは環境、そして観光、そして住民自治と言いますか地方自治というような3つを、大まかなテーマとして括っていくというようなことでありました。

それで、それらを選んだ理由というのは、これまで再三申し上げましたけれども、やっぱり時機と言いますかね、ふさわしい時期ということでは、これはもう来年の7月に北海道洞爺湖サミットというのが開かれる。道民の皆さん方の関心はかなりの程度そちらのほうに、今後ますます向かっていくということでもありますので、そういった関心に沿ってテーマをあげていくということで、環境、環境サミットとも言われますので、環境、それで大量の外国人の観光客、あるいは要人が来るということで、観光立国を掲げている北海道にとってみれば、それが非常に打って出るチャンスでもある。生かすべきチャンスでもあるということである。あとは、全てのことは実際には地方自治というところに、我々が議論していることは関連するのですが、できるだけ身近な問題として、地方自治の部分というのも今あげていくものがあるならば早急にあげていくということで、その地方自治のところの第1弾を今回掲げるということでもあります。

それで先ほど言いました、5件から10件というものを絞り込んでいくということの前提に立てばですね、どういうようなまとめ方があるか、テーマが3つの中で、まとめ方があるのかというのが、我々が次に固めておきたい部分であります。それで今日、今事務局からの説明では特に、資料3という形で庁内提案の検討状況ということで、併せて説明をいただきましたけれども、本来的には、これは私自身の理解ですが、この道州制特区に関する道民提案というのが、やはり一番我々としては尊重すべきものであって、これを軸にしながら我々は議論していくというスタンスが1つある。ただ、整理の仕方あるいは関連法規の整理、あるいは実際に霞ヶ関うんぬんのところで進んでいるですね、メディアでは出てこない、我々の知識の及ばないところで起こっている部分というのは、どうしても、否が応でもと言いますが、事務局に頼らざるを得ないということで、この道民提案というのを軸にしながら、私のほうで庁内提案という形で、今申し上げたところをベースにしながらまとめていただくとうようになりますかということで、こうやってまとめていただいた。

あと1つ余談的に言えば、これは議会等々にこの道州制特区提案を事務局が説明した時に、じゃあ道庁は一体何をやってるんだというような話があったというふうに、直接・間接的に聞いているので、事務局の顔も立てなきゃいけないという部分も無きにしもあらずという形で、全体を踏まえまして、道民主役というところで、それを補強する形で道庁の案というのを裏で補強していただいたというのがこういう形になってるということですね。それをベースにして、更に一歩進んでいきますと、この資料の1のところ、一番右側ですね、1から始まって10のところまであるので、ひとつ私の感じでは、ここが11月末を目途にまとめる第2次答申の柱になるのかなというふうに思っています。ただ、ただですね、これが全てでこれをベースにして議論していきましようというわけには、原点に帰って道民の皆さん方の提案というところでは、これは一足飛びに行くわけにはいかないということで、これからこの右側にある1から10のところを念頭に置きながら、今度は道民提案という形である、真ん中にある37から始まる部分というのを中心にですね、議論していただいて、そして今日の会議

の終わりというのは、これは基本的にこういった案件、1から10プラスマイナスアルファというところで、次回以降議論していきませんかということを決めていただく。そこまでいけばいいなというふうに思っています。ただ、前はそうでしたが、これでいこうよと思ったけども土壇場でいろんな案件が皆さん方から出てきて、結局3本ぐらだったのが5本になったというようなこともありますので、今日でおおよそ決めておくけれども、それ以降の意見を排除するというものでは当然ありませんけれども、大枠、議論の出発点として、これらのものを中心にとりあげていただければというふうに思います。

それでですね、環境か何かをやった後に休憩というふうに思っておりましたけども、ちょっとこれから、あの時計はくるってるな、くるってますよね。20分ぐらいですね、30分ぐらいまで休みますか、その後復活して、そして個別のテーマで行くのがいいのか、要するに環境、観光、地方自治といったほうがいいのか、11時5分に立たれる宮田委員の意見をおおよそ、質問を含めて伺って行って、その後少し残ったもので議論するのがいいのか、その段階で判断したいと思っております。じゃあ今から10分程度休ませていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(約7分30秒間休憩)

○井上会長：

では若干、時間前倒しですが、皆さんお揃いになりましたので、そして時間もタイトなので、早速始めさせていただければというふうに思います。

それで先ほど、これから審議することの趣旨はお話申し上げましたけれども、それらを踏まえた上でですね、宮田委員のほうから全般的なことで結構ですから、ご意見等々があったらお出しただいて、その後みんなで今度はテーマごとに議論していければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

まず全般的に、道民提案と庁内提案についてお話をさせていただくと、概ね庁内提案でまとめていただいたところのポイントというのはですね、提案としてあげるところですね、検討していただくのにまとめていただいたなという感じがいたしておりますので、私も概ねこれ、だから庁内提案と書くと、庁内提案みたいな感じになっちゃうんですけども、道民提案を踏まえて実現可能なところですね、検討を加えていったというふうな表現にすると、もっと、でも庁内でもいろいろ関わってやっているとあります。

それでですね、僕がちょっと心配したのは、経済効果というところで少し僕も見てみました時にですね、これ後でちょっとお答えいただきたいんですが、業務の効率化と審議のスピードアップというメリットはもちろんあるんですけども、それに伴って国の、特に森林とか国土利用のところ、それに付帯してついてきている例えば農地整備だとか、それから土木だとか、そういったインフラ整備の予算が、その権限移譲の中でそれがくっついてくるのかこないのかということですね、道内のいろいろな農地整備だとか、あるいは農業に関わっている方々、それから建設、土木関係の人もいると思うんですけども、そういった予算に影響は出ないのかどうなのかというところは、道民生活の経済面からするとちょっと懸念があるので、その辺はどうなのかなというのが1つあります。

それから、リサイクル関係でいけば、循環型社会を形成する上でトータルで道のほうでプランを作って認可をしていくというようなところについては、非常にいいなと実は思っておりますので、こういうことは進めていただきたいと思います。

それから…、こんなことでしゃべっていいんですか。いいですか。はい。ありがとうございます。

それとあとやはり、特に注目してるのは農地転用の権限移譲、国土利用については、これは本当に私も進めていただきたいと思います。今、道内のGDPのうち例えば建設業が占める割合が非常に大きかったわけですが、これがどんどん公共事業が削減されている中で、やはり農地を活用しながら建設土木の企業や建設会社が温室だとか、そういった安心・安全な食料を共に品質管理しながら作っていく。つまり建設業というのは、ISOを取得しております、品質管理、環境管理ですね、ISO14000、9000も取ってますし、中にはプロジェクトマネジメントができる会社もあるわけですから、協業していくいい機会になるのではないかとということで、これをうまくですね、進められるような仕組みができればと思っておりますので、概ね環境につきましては、先ほどの国土利用の国土の予算ですね、整備のインフラ予算が、それに対する影響がないのかどうかということについてのちょっと疑問点がありました。

それから観光につきましては、私も地域で推進をしております、カジノの整備というのがあるんですけども、これはやはり私たちもいろいろ勉強していくうちにですね、1つの特区や何かでできる仕事ではないということで、刑法の問題だけじゃなくて、やはり税収、課税の問題、財務省の問題もありますし、それからこれなんかは特に外国人雇用者を使わなきゃなんないので、厚生労働省の問題もあったりとか、経済産業の問題もあったりとか、いろいろ多岐にわたってるので、1つの特区で進められるようなものではないということで、今、国には先ほど事務局からもご説明ありましたが、議員立法に向けて整備できるのかと、それで立法した上で監督庁を設置して横断的にこれに取り組むというようなことが、国で動いておりますので、これにつきましてはあえて道民提案としてあげる必要はないというふうに思っております。

でも1つ、沖縄では認められている特定の免税店特区ですね、これはですね、カジノとは別なので、カジノと併設してですね、国で立法が決まって北海道で誘致活動がだんだん、例えば皆さんの民意が形成されるようであればね、これは進める進めないにかかわらず、どこかの観光地ではやはり、例えば千歳のレラなんかありますけども、アウトレットだけじゃなくて、免税店もですね、併設するということが可能になれば、千歳空港で帰る時にですね、高額な免税品を買っていくことができるとなると、これまた1つアウトレットとは別ですからね、免税店で扱ってる商品というのは。今、千歳空港にある免税店というのは、本当に免税店とは言えないような、こんなこと言ったらおこられますけども、今、成田とか、国内でもそうですけども、出国する空港の大きいところの免税店というのは、もうすごい品揃えですもんね。ですから、空港の中の免税店のことだけじゃなくて、やはり沖縄のように、日本の国内旅行者でも関税の免税が受けられるような特区の検討というのが、やっぱりどこかで引き続きできないのかなというふうに思っております。

あとシルバーウィークについても、これは私もですね、春だけじゃなくて、収穫の北海道らしい休みとしては、このシルバーウィーク、ゴールデンに対してシルバーっていうのはちょっとね、ゴールドとシルバーだとシルバーのほうが劣っているように思いますが、北海道の場合は秋のほうが味覚や何かにしてもすばらしい時期なので、ゴールデンを超えるプラチナとかね、そういう位置づけじゃないかと私は思うので、ちょっと呼称はね、これは仮の名前だと思いますけども、そういう意味で道内のやっぱり自然ある

いは食、そういったものを楽しむんだという、そういう収穫の喜びと共にですね、これは北海道らしいアイデアだと思っておりますので、是非これは進めるべきだなと思っております。

あと地方自治の問題につきましては、まだちょっと私も不勉強なところもありまして、あれですけども、これはまた委員会の皆さんのご意見の中から出てくるのかなというふうに思っております。ただ1つ、広域中核都市はこれ絶対北海道でやるべきだと思います。おっしゃるとおり、人口の問題じゃなくて、その地域の中核都市ですね、道内いろんな、支庁のブロック化の問題もありますけども、やはりその中でも中核都市が、やはりいろんな形で今後、道州制を進めていく上でも、やっぱり中核都市がその地域のそういったものを扱っていくようなことで権限移譲がされていくべきだと思いますので、これは是非、広域中核都市という形で、そこにまたいろいろな形でのメリットが地域にあって、地域で地域の問題を考えられるようなことをできるとなれば、すばらしいのではないかなと。

お時間いただきましてありがとうございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

今、宮田委員のほうから、ご意見等々頂戴いたしましたけれども、その中に質問も一部含まれていたと思いますので、それらを踏まえて一応事務局のほうからお答えいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○川城地域主権局長：

何点かいただきましたけども、質問の部分は1番目の権限移譲とインフラ整備の予算にどう影響があるかということだと思います。

本来そういう影響があっちゃならないというのが基本線ではございますけれども、権限と予算がくっついているというのはよくあることでございますので、今、ご指摘いただきましたので、そういうことが何かダイレクトにですね、権限と予算が、本来そういうことではないと思うんですけども、その1つのところでセットで所掌していてそういう心配があるかも知れません。すみません、その点少し調べさせていただいて、今後の宿題とさせていただきますと思います。

あとそれからリサイクルの点とかですね、それから農地転用の話も今いただきました。昨日、実は私も市町村の方と懇談をしていた時に、農地転用のことをして、町村長さんは地域のいろんなことをやりたいんだけど、いろんな縛りがある。その中でもっと自由な発想で地域経営をしたいんだけど、特に農地転用とかそういう問題があって、うまく動けないんだよというようなことをまさにおっしゃってまして、今、宮田委員からそういうようなお話もありました。そういった点も十分考えて進めていきたいと思えます。先ほど田中参事のほうからも、いろいろ説明しました、規制を緩和してほしいという方と、もっと食料自給率のために強化したいという方、いろんなバランスがあると思うので、地域の声を聞きながらやっていきたいと思えます。

ご質問の部分については、1番目のインフラの予算のところについては、もう少しお時間をいただいてご回答させていただきますと思います。

○井上会長：

ありがとうございました。

では、もともと予定しておりました、先生方に説明させていただきましたテーマに沿

って、各委員の先生方からご意見等々を頂戴いたしたいと思います。ただ、その前に全体的に説明あった部分で、ご意見等々あれば、まず先に賜っておきたいと思いますので、ご意見、ご質問があればお出しいただきたい。

林委員どうぞ。

○林委員：

すみません。6ページの民宿・ファームインの活性化のことで、牛乳のことにに関して前回の私の説明がちょっと不十分だったなと反省をしております。すみません。中札内の事例というのは私も承知していて、あれは特殊な企業が頑張ったという事例なんですね。それで、浜頓別の小川さんという牧場が構造特区として、こうした牛乳をファームインで出すことを実際になさっているんですね。なので私は、この民宿・ファームインの活性化というのも、これからとても重要なテーマだと思うので、構造特区ではまだやりづらいものを、道州制特区ならよりやりやすいものなのであれば、私としては提案したいなということも含めて、少しその浜頓別での事例を調べていただけたらいいなというふうに思っています。

(川城地域主権局長～すみません、このことについては事例としてご報告したいと思います。)

○井上会長：

ありがとうございました。

今のところは道民提案で言えば、55となっているところですかね。民宿・ファームインの活性化というところです。今ご意見あるいはご質問を頂戴しておりますのは、全体像に関わる部分で何かあればということです。

山本委員どうぞ。

○山本委員：

質問です。2ページの細分類49の、事実関係の整理のところの上から2つ目のポツのところですけども、北海道における農地転用許可の実績、平成17年度840ヘクタールとあって、うち農水大臣許可6件。これちなみに例えばどういうものなんでしょうか。わかりますか今。

(田中地域主権局参事～具体の、面積要件だけじゃなくて、こういう案件で転用したということですね。)

そうです。そうです。結構、案件の中身が実は重要かなと思ひまして、面積よりも。

(田中地域主権局参事～恐れ入ります、ちょっとごさいません。)

(川城地域主権局長～調べてご回答いたします。すみません。)

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

ではまた、個別のテーマに関わる議論の中でご意見、ご質問があったらそれぞれ出していただくことにしまして、最初にテーマごとに当分のと言いますが、もう11月の末には第2次答申をまとめるわけですが、その柱になっていくですね、テーマの絞り込

みということでご意見を賜りたいのですが、まず最初に環境というところであります。道民提案の番号でいきますと、これは順番が入り組んでおりますけれども、これの一番上で言えば37番から、森林に係る37番から、廃棄物・リサイクルの114番までの間。それで4点ほど集約すれば提案が可能なのではないかとということで、まとめておりますけれども、いかがでしょうか。

林委員どうぞ。

○林委員：

森林に関して、38番に関しては、私自身森林審議会に入っていて、本当に不思議な会だなというのを思っていたものですから、これは是非、事務拡充をしていったほうが良いなというのを思います。あと私は土地利用の49番に関して、メリットだけがあがってますけれども、口頭ではむやみな農地転用はいけないという考えもあるというお話がありましたが、もう少しこれはきちんと書き込んで、単に迅速だからというのではまずい面もあるでしょうし、あと山本委員から質問があった点も、ひょっとするとショッピングセンターとか、ちょっとそれが北海道にとって本当にプラスなのかということも含めて、問題点も私はあるのではないかなと思います。

あと今回はバイオ燃料に関しては、特に庁内提案というのがないんですけれども、私はもう少し進めて、今非常に注目されていて、新しい産業として取り組んでいるところも、十勝、苫小牧など出てきてますよね。そういう意味では、道民提案だけではなく、もう少し論議を深めて、バイオ系では考えていってもいいのではないかなというふうに思います。

廃棄物・リサイクルに関しては、北海道らしい循環型社会という点で、私は環境のほうの審議会のメンバーでもあるので、この辺りは是非提案していきたいなというふうに思います。以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。

テーマ環境というところに関連いたしまして、ご意見等あればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

福士委員どうぞ。

○福士委員：

そうですね、環境に関しては、地方自治に関して結構批判的な人もいますよね。というのは、割と開発指向の地方公共団体が多いので、権限をまかせるとですね、はげ山になってしまうのではないかとこの恐れを感じてらっしゃる人もいると思うんですけれども、基本的にはやはり自分のところは自分でやるというのが基本かなというふうに思います。

それともう1つは先ほどの審議会の件なんですけれども、北海道でですね、国でかなり権限を限定されてるということであればですね、そこに条例で役割を付け加えるというのは、当然できるという方向でいいのではないかなというふうな気はします。

それとこの39ですけれども、確かにそういうふうにしたほうがいいのではないかなという気はしますけれども、もうちょっと何か精査が必要なかなという気がします。ただ、流域ごとにですね、市町村と道で協力して作っていったほうが、いいのではないかなというふうな気がします。

それとそうですね、ちょっと長くなるんですが、全部言っちゃっていいんですか。

(井上会長～環境のところに関するであればおっしゃっていただいて結構です。)

そうですか。農地転用許可についてもですね、地方分権の時に4ヘクタールは国のほうにしてほしいと国に言われたという経緯もあると思いますし、自治体としては、この農地転用許可については許可権限をほしいということだったので、これについては是非やってほしいというふうな気はしています。ただこの保安林に関しては、地方自治法に国と地方の役割分担というのが書かれてあるんですが、それでちょっと気になるのは、国の役割としてこれ全国統一的に定められるべきようなものについては、これは国の役割だということで、保安林ですね、国土保全の権限について、北海道が判断していったいいのかというのがですね、ちょっと気になるころではあります。

それと一般廃棄物処理施設の設置要件の緩和なんですけれども、これどうしてこういう意見が出てきたのか、これ一般廃棄物処理施設、市町村が作る時は届出制になって、民間が作る時について許可制になってる訳ですね。それでその、やはり民間が一般廃棄物処理施設を作る時にですね、これ許可をなくすというのはどうかなと。やはりきちんと基準に合ったものを作ってもらったほうがいいんじゃないかなというふうな気はします。あと処理施設の設置許可要件については、やはりこれだけじゃどうしても運用できないということで、要綱でいろいろやられてるんですね。どこの自治体もそうですね。だからやはり、条例で立地規制をしたりできるように、これはすべきじゃないかなというふうに思ってます。今、国のほうで上書き権とかですね、議論をしているみたいなんですけれども、今、現に必要だということですね、この許可要件について追加したりですね、そういった権限ができるようにしておいたほうがいいんじゃないかと思えます。

それと、廃棄物の特例制度の認定というのは、今、環境大臣がやってると思いますけれども、これは割と地域で需要があるようです。ただこっちも、自治体が個々にやっていいのかどうかという点については、国のほうでもこれを認めてるのはかなり少ないと思いますので、もうちょっと情報がほしいと思います。ただリサイクルする時については特例制度の需要はかなり大きいのではないかなというふうに思います。

○井上会長：

ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

林委員どうぞ。

○林委員：

先ほどバイオ燃料のことも話をしたんですが、3ページ、4ページの資料を詳しく見ていると、110に関しては農政も関係部課になってるんですが、他のところに農政というのが入ってきてないですね。多分バイオ燃料の取材などをすると、農家が作物として育てて、商売になるかならないかというのが、ものすごく大きな分かれ目のような印象を持ちましたので、これ全てについてもう少し、農業者側の意見と言うんでしょうかね、農政側の意見も聞くことで、ひょっとすると特区にふさわしい案が出てくるのかなということも思ったんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○田中地域主権局参事：

すみません、事実関係でございませう。平成20年度の国に対する要望といたしまして、農政部のほうからバイオ燃料に対する税制優遇措置の創設、これはバイオエタノール及

びBDFの軽油の関係。それとバイオエタノール原料の安定供給やバイオエタノール製造者の経営安定のための支援措置の拡充。あと流通・販売体制の整備という形で、国に対しまして農政部のほうから20年度要望が出てございます。

○井上会長：

そのほかご意見あるいはご質問があればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○宮田委員：

基本的には現行の施策で結構支援とか、そういう制度があるから、特区として認めていく要件というのは税金の問題しかないということですか。

○川城地域主権局長：

隘路になっているのは、やはり促進するためには今、委員おっしゃったように、価格の問題が隘路になっているので、税金のところに関係者が集約しているというのが現状だと思います。

環境省からも何かそういう出してるんだよね。財務省のほうに。

要するに関係者はみんな、税金がちょっと、かなりのターニングポイントだと理解しているということですね。

○林委員：

例えばね、北海道内でバイオ燃料をものすごく、例えば公用車は全部バイオ燃料にするくらいのこと考えとしてありますよね。それくらい北海道はバイオ燃料で頑張るぞということもないわけではないんじゃないかなと思うので、もう少し何かこう、そういうあれなんではなかね、バイオ燃料促進のためのものも考えたほうがいいのかというふうに。希望ですこれは。

○井上会長：

ただね、今日ここで決めるのは大枠を決めるのであって、今、出てきてる意見がいかかなものかと言ってるわけではなくて、要するに今、出させていただいているご意見というのは、次回以降ね、要するに事務局に資料を用意してもらわなければいけない、そういう部分について、こういうようなものを出してほしい、こういうような情報をきちんと整理しておいていただきたいということが出ているので、今、非常に価値のある、当然のことながらご意見なので、よろしいのですが、ここで今の段階で1つ1つきちんと答えておいていただいても、もう1回、来週、再来週でもやらなきゃいけないので、そのところを踏まえて田中参事のほうでご意見があればどうぞ。

○田中地域主権局参事：

あの1点だけ。バイオ税制につきましては、現在国のほうで税制改正にあがっているものですから、それと今回のいわゆる国である程度方向が出ているものに対しまして、国政の議論を後押しする意味でも、という情報を1点だけ入れたかった点、先ほど説明を忘れました。

○井上会長：

よろしいでしょうか。ここをまとめて。

それで今の段階ではですね、多々ご意見が出てまいりました。特に私どもがですね、

これから今回、そして次回、日を追ってますます大きな壁にぶち当たるだろうと思うのは、これは様々な分野ですね、例えば道民の間での利害というのがあったり、あるいは例えば受益と負担というね、税金等に関わる問題があったり、あるいは経済とか地域振興というものに対して、今度は壁にぶち当たるかも知れないのが、要するに安全だとか安心だとかいう部分。ですからこうしたものを1つ1つ、我々はクリアしていかなければいけないという覚悟で、当然我々望んでいるわけですが、今言っているような矛盾がある、対立する概念がある、対立するグループがあるというようなところでね、その点を肝に銘じながら論点を整理していただければというのが、若干抽象的でありますけれども、今後の論点の整理の仕方で事務局に期待する部分であります。

それで、1つ大きな柱。つまり環境というところでは、この資料1の右側に基づきますと…、その前に出てきたんだ、この庁内提案という言葉の庁内というのはこれは今一度ご検討いただきたいというふうに思います。これでもいいじゃないかという意見も多分あるんだろうと思いますし、これ以外の言葉があるかというね、ところもあります、ちょっとやっぱり象徴的に出てきて、それで私は先ほどからこれを使わないで、右側、右側って言うてるわけですよ。

それでね、中身に入りますと、この番号で言えば森林審議会の部分、そして人工林資源、そして3番のところにある国土利用というところを軸にしながら、今後議論を進めてまいりたいということです。ただですね、細かいところ、順序が逆になりますが、細かいところを忘れないうちに言うておきますと、先ほど福士先生からも何点か出ましたけれども、あるいは林委員のほうから出ましたけれども、やはり議論をこれから前に進めていくためには、いくつか論点を精査、論点証拠を精査しなければいけないというところがありますので、そのところはきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それでですね、あとは、只今、農地転用の権限移譲だとか、あるいは道民提案の113、114。要するに何をどこまで特区でやるのかというところは、やはりやっておかなければ、要するに事務的な簡素化を図る、2重行政を取り除くというところまでやるのか、あるいは緩和をどこまで緩和かというね、ところまで詳細に決めるのかというところの、何をどこまでやるのかということも決めておいていただきたい。

それで最後に私の意見なんです、やっぱりこのバイオのところというのは、これ完全に空白になっているので、これは今、道民の皆さん方の関心からいけばですね、バイオのところ、何か1本ぐらいまとまった形はあり得ないのかなというふうには思っています。ただですね、これは道民の皆さん方の中で、先ほど林委員が若干指摘されたことを敷衍して申し上げれば、これは環境というところで括ってくると、例えばバイオエタノールガスというのは進めるべきだよという議論になる。しかし片方で、農業だとか、食料だとかいうところに関係して、そこから見ると、ちょっと待てよという議論がやっぱり道民の皆さん方の中にある。只今ちょうど私、新長計をやっている、そういう壁にぶち当たったんですね。初めて。ですからそのところのバランスは、冒頭に申し上げた矛盾があるというところ、これを踏まえてですね、慎重に扱わなきゃいけないのははっきりしてる。ただこのところで、バイオ燃料という分類があがってて、ここに1本もないのというのは、ちょっと寂しいのかな。というふうに宮田委員もおっしゃった。ちょっとマイク使って言っとかないと議事録に残りませんから。

○宮田委員：

ちょっと出かけちゃってすみません。遊休農地の活用の燃料というのは、今まさに先生もおっしゃったとおり、食を燃料に転換するのはいかがなものかという人達もいるわ

けですから、遊休農地の利用に関して、実はこれ資料を見ると4件あがっておりまして、一番今日の提案の中で件数が多かったんじゃないかと思うんですね。あとカジノと、4件があるのはここだけだと思いますけども、このバイオの件数についてはひとつ是非、先生おっしゃるとおりだとまさに思います。

それと、観光のところも、件数がたくさんあるのにもかかわらず1件も出てないので、僕はさっき言った免税店特区くらいは、観光のところでもやっぱりあげていただかないと、環境と地方自治に比べて観光が1つしか、まあシルバーウィークもあるけども、ここも先生のご指摘のとおりだと思いますので、ちょっと大変申し訳ないんですけども、ちょっと時間が来ておりまして、最後に。ありがとうございました。

○井上会長：

ご苦労様でした。

それでバイオのところはね、先ほど事務局から説明されたように、これは国税、地方税が絡んでくる部分なので、そことの関係でいくとバイオはどうやってあげてくればいいのかということは、確かにあるんです。ただですね、一応きちんとこの場で、次回なりその後で議論させていただいて、やっぱり11月答申までは厳しいなというような判断ができれば、それはそれでいい。ただここ1本もあがってなくて、今日の段階でここはもう11月の答申のところまでは議論しませんよと言うには、ちょっと重すぎるなという感じがしますので、そこをご理解していただいてですね、次回もう一度論点整理していただければいい。議論した結果先送りになれば、それはそれでやむを得ない。ただ関心の度合いからいくと、避けて通れないと思いますので。よろしくお願ひしたいと思います。

ご苦労様でした。

(宮田委員退席)

では、右側にある1から4というところを軸にして、今後議論をさせていただきたい。そして、そこに落ちていて空欄になっている部分のバイオのところ、このところも併せて審議はさせていただきたいということで、環境のところよろしいでしょうか。

(各委員発言なし。)

ではですね、今度は環境じゃなくてあと1つの系、観光ですね、こちらのほうに移らせていただきたいと思います。それでこのところは、各委員の先生方からご意見は賜りたいというふうに思います。宮田委員が残しておかれた言葉は、ひとつやっぱり残しておいていただきたい。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

それでこれ、※印がついてるというのは、これは林委員はご理解されてますよね。これは57番は、前回林委員が言及されたこと。60番は確か佐藤委員。74番が五十嵐委員だだと思います。ただここは、下の注に書いてありますけども、事務局において特区提案によらなくても対応可能なものとして整理されていた。それに対して、もう少し考えた方がいいんじゃないかということでご提案があったということでもあります。

どうぞ。どなたからでも結構です。観光のところ。

○林委員：

質問のところでもお話ししましたが、私は55番の民宿・ファームインの活性化に何

か出せたらいいなということは思っております。それから先ほどの57番も後ほどまた説明をとというようなことで、先ほどはあまり説明がなかったんですけども、この辺りはやっぱりC I Q業務というのは国だということで、なかなか難しいものなのではないでしょうか。

○川城地域主権局長：

今、C I Qについてのお尋ねでございますけれども、第一義的にはですね、これはやはり入国管理という大変、我々の分類、地方と国の役割分担という、先ほど福士先生からもお話のあった中で、一番国っぽい、国らしい仕事の代表ということでもございますので、第一義的にはそのように考えておりますけれども、ただ前回もご説明したように、C I Qが不足をしていて、外国のお客様に迷惑をかけているという実態は、もうまさにその通りでございますので、我々が人を少しでも出して緩和しているという、若干、役割的には国そのものなんですけど、北海道とか関係市が人を出して少しでも緩和をしているという、ちょっと微妙な役割ということでございます。

○林委員：

この辺り、諸外国はどんな感じなのかなというのをちょっと思ったんですが、とても入国管理が簡便な国というのがありますよね。そういう意味では、少し他の事例などを調べることで突破口があるのかなとも思うのですが、どうでしょうか。

○川城地域主権局長：

C I Qが今、林委員がおっしゃったように入国管理のですね、難しさというか、厳しさと言うんでしょうか、海外旅行なんかすると割と差を感じる場所がありますよね。その点ちょっとお時間いただいて、調べさせていただきたいと思います。

○井上会長：

山本委員どうぞ。

○山本委員：

やっぱりここも、観光が北海道の基軸産業の1つと、結構いろんな長期計画なんかでも銘打ってるので、何か地域限定通訳士以外に目玉になるようなことがないのかなという文脈で申せば、先ほど宮田委員がおっしゃってましたけど、56番の特定免税店制度。これやっぱり国の政策的に見ても、北と南はすごく重点化してますよね。そういう観点で、そんなに幅広でどうかなっちゃうようなことでもないように私には思えまして、デメリットのところを書いてありますけど、商品分類がかなり違うものをラインナップすればいいのかなとも思いますので、これは検討の余地ありなんじゃないかなと思うんですね。割と手近に効果的に。先ほどもありましたけど、国内旅行者でも可能な免税店というのは、非常に国内観光的にもいいと思いますので、これ検討していきたいなと思います。もう少しですね、実態が、沖縄で実態的にどうなのかなと。この効果みたいなのところ。もう少し見てみたいなと思います。

○井上会長：

そのほかいかがでございますでしょうか。
福士委員どうぞ。

○福士委員：

私はそうですね、サミットというのがあるというのと、観光立国というような、象徴的なものが、ちょっとほしいなというのはあるんですけども、それと、細かいところではですね、来年、来年に向けてというところちょっと実現は難しいんでしょうけれども、この地域限定通訳士ですよね。地域で限定なんだから北海道でやってもいいのかなという、そういう感じはちょっと持っているところです。

それとそうですね、ずっと今まで道州制の議論の中でですね、何て言うんでしょうか、1つこれはいいなと思ってたのは、空港の一括管理ということですね。1つこう、やはり象徴的なものになり得るんじゃないかなというふうに思ってます。ただ、すぐということではないと思うんですけども、先ほどいろんな問題があるということでしたので、継続的に議論していくということも必要なのかなと思います。

あと最近話題になったのは、ニセコ町などでもやはり民宿とかでも自家製の果実酒といったようなものをですね、ただこれも税制を改正してもらおうという取り組みを行っているようですけども、ここでもそういうニーズがあるということで、考えていってもいいのかなというふうには思ってます。以上です。

○井上会長：

ありがとうございます。
そのほかご意見あれば。
林委員どうぞ。

○林委員：

このシルバーウィークに関してなんですけれども、発想は面白いなと思うんですけども、ここまでこう休日をずらすというのなかなか大変かなというのが正直思います。あと例えば、これは北海道の人のための休日をこういうふうにずらすということであれば、逆に思い切って道民の祝日みたいのを、道民だけ休める日を作るとかね、例えば。そういうことだって可能性はありますよね。これ少し何か、発想はいいけれど、実際これをやろうと思うと大変だなというようなことも思いました。あと、例えば北海道の人に関して言うと、有給休暇の消化がすごく低いとかね、そちらのほうから何か道州特区のほうで何か提案できないのかなというようにも思いますし、例えばこういう言葉よりは、例えば北海道バカンス法みたいに、もっと何か大きなもので道州制特区という方法もあるのかなというふうには思いました。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。
観光審議会の委員会か何かで委員長をやっておられる山本委員。

○山本委員：

(事務局注：マイクが使用されなかったため、発言を記録できませんでした。)

○井上会長：

どうぞ福士委員。

○福士委員：

これはまだここには出てきてないですけども、将来的には北海道関係の組織を北海道に移管するという構想というのも展望されてたと思うんですけども、そういう観点から空港ということ考えた時に、例えば1種とか、例えば成田とかですね、あるいはいわゆるハブ空港とか、そういうものを国が管理するというのはわかるんですけども、果たして、千歳空港というのがそういう空港にあっているのかどうかということですよ。それも1つちょっとあって、将来展望の中でこの規模の空港だと、地方で管理するというのもあり得るのではないかと、だからすぐ提案ということではないですけども、提案の対象にはなり得るのではないのでしょうか。かなり遠い将来かもしれませんけれども。

○井上会長：

そのほかいかがでございましょうか。

若干意見を含めてコメントしておきますと、例えば今、議論になっている空港の一括管理ということ。これは空港の一括管理と言ってしまえば、みんな意味の捉え方というのは多様で、1つの空港の全てを一括管理するというのと、1つの空港の全ての業務を一括管理するというのと、ただそれとは明らかに75番の提案は違って、道内の空港を一括管理することなので、そうなってくると、この75番の資料の9ページですかね、書いてあるように、第2種A空港、国設置・国管理の新千歳から始まって、一番最後のその他飛行場、防衛省との共同飛行場、丘珠という、そういうところ。あるいはその上の第3種空港というような形である、道設置・道管理というものを一括管理する。全ての飛行場、道内にある飛行場を一括管理するというのと、2つ分かれていくので、ここに書かれてある部分の趣旨は、これはとりあえず今回は、先ほど支持する意見あるいは難しいという意見がありましたけども、今回の場合はそのところは、少し意見としてあった部分を念頭に置きながら、ちょっと置いておくのかなというふうには思う。

ただ、別な括り方をすれば、例えばC I Q業務の一部移管というのは、これはもともと国からの権限移譲という、移譲の形を取らなくてもという形で、実質的には可能な部分もあるのですが、ただ、それで私は排除しようという話じゃなくて、その上にある56番、これは宮田委員が言われたり、あるいは山本委員が言及された、特定免税店制度という部分ですね。こういったものも含めて、空港のあり方というものとは抱き合わせて、少し国に提案していく時には、当然これポンチ絵書いてストーリー立てしていかなくちゃいけないので、少しそういうところを含みを持たせた形で、このところを中心に少し論点を整理していくということは、今回やってもいいのかなというふうには思っています。

それで今まで出てきた意見のところ、全体のまとめにいきますが、私の勝手なまとめ方じゃなければありがたいんですが、要するに時期的にこれ、サミットがある。それで観光立国宣言というのがある。まさに大量のですね、要するに政府の要人も含めて、政府の人達が来るといっただけじゃなくて、これはもう千人を超えるですね、メディアの関係者も来るといっただけじゃなくて、北海道にとってみれば、要するにこれだけ大量の、外国から短期集中的に来るといっただけじゃないわけですから、この時に結局、道産品も含めてですね、非常に観光という部分を奨励する、推進するというのは、この時期を生かさないとはいえないということで、少なくとも2人の委員から出てきた、私も加えて3人もいいですが、56番というのはやはり議論の俎上には乗せていただきたいというふうに思います。

それで元に戻れば、53の国際観光振興というところで、若干ご提案の部分とは趣旨が趣旨がずれているのかも知れないけれども、地域限定通訳士というのは、今日はペンディングという形で資料として出てきてませんけれども、これは次回でもですね、きちんと出していただければありがたい。

そしてあとシルバーウィーク。うーん、どうしたものかというふうに思いますが、要するに委員の皆さん方の出てきた部分は、少なくとも名称の部分、これはちょっとやっぱり考えていただきたい。それでシルバーというのは、私のように年をとってくと、シルバーエイジとか、そのことを言われているんじゃないかなという感じがして仕方ないんですが、やはり名称というのは、これは名称だけが一人歩きしますので、適当な名称を仮置きでも結構ですからご検討いただきたいというふうに思ってます。それでこれについての経済効果うんぬんというのは、これは確かにあるんです。それで他のところを考えれば、これは本当に今まであがってきている、これからあがるのも経済効果はどうですかとか、どれぐらいのコストがかかるんですかという議論は、今日もあるいは前回も出てますけれども、ここへいってしまったら、今度はなかなか前に進んでいけない部分がある。今度はコスト・アンド・ベネフィットというのは、なかなか微妙なバランスの上に乗っかってることが多いので、ですからここで棄却するというわけではなくて、今の仮称シルバーウィークの話ですね、それは引きずって、継続して審議するというでいいんですが、やっぱり訴えるものがないといけない。それは山本委員のご指摘にあるとおりですね、休みを作ったから観光が増えるかという、おいおいという人がやっぱり多分多いんだろうとは思いますが、それに伴うマイナスの効果というのもあり得るわけで、そのところは、ここの基本的なスタンスは道民の皆さん方からあがってきたものは、余程のことがない限り、ここで議論の俎上に乗せて上にあげていくということですから、引き続き審議はしたいというふうに思ってます。

あと、言及しなかったのが、55番の民宿・ファームイン。牛乳の話が林委員のほうから出て、あとあれは、果実酒ですよ。福士委員から出てたのは。それで私も途中で事務局と話してる時に、ニセコのあの問題というのは、何とかできないものかというふうには申し上げました。それで、ここのところも少し軽重の問題はあるのかも知れませんが、ちょっと残させていただきたい。ただ私はこれを、私が言ってるからご押しするつもりは毛頭ありません。ここはやっかいな問題は、果実酒の問題は、またやっぱり出てくるのが税なんですね、酒税というところで、これは国税ですから。そのところの酒税というのは、これは調べていても成り立ちから何が理念的にあるのかというのが、分からない部分もありますので、いずれにしても先送りになる可能性もありますけども、残しておいていただきたい。

そういうことで考えれば、観光のところは、ここであげておる2つプラス、3とは言わないけども2つぐらいは残ってくるんだろうと思うので、引き続き検討させていただきたい。これは事務局のほうに手数をかけることにはなりますが、そのあたりの事情はご理解いただいてというふうに思います。

そういうことでよろしゅうございますか。

(各委員発言なし。)

ではですね、地方自治に移ってまいりたいと思います。

ここのところでは、宮田委員が残されたのは、123番等々を受けてですかね、中核都市、広域中核市というところは是非やっていただきたいという部分でありました。

あと、地方自治の下のほうのこっち付きのところ。これは庁内提案に関連した道民提

案。ただこれは特区提案によらなくても対応可能というふうになってますけれども、参考としてあげてるということで。つまり、特区提案によらなくてもいいと言いながら、もう少しひねっていけば、少し国に対する特区提案としてあげれるというものであって、特区提案によらなきゃ、あげる必要ないじゃないかという話になるんですが、少しひねって行って特区提案としてあげていけるものという形であげてあります。

それで1点だけ私、その上のほうから言い忘れておりますけれども、医療のところ、第1回答申の時には参考人、参考人というのは今、参考人という言葉ですよ。

(川城地域主権局長～はい。)

参考人というのは昨日のようなことがあって、参考人招致というと、何か悪い、〇〇省の話みたいになります。まさに我々が判断する時にアドバイスいただける方の招致ということも可能なので、特に自治体の政令市等の法定要件緩和うんぬんというところは、そういうことが必要であればやっていきたいと思っておりますので、全体としてご意見賜りたいと思います。五十嵐副会長戻られましたけども、今もう最後の地方自治という、これのところでやりました。じゃあよろしくお願いいたします。

○林委員：

よろしいですか。庁内提案の9番に町内会事業法人制度というのがあげられていますけれども、現在でも町内会でやる気のある町内会は、NPOなどを立ち上げて実際もうコミュニティビジネスをやっているところも出てきてますよね。そういう中でこういうものを創設するということのメリットが、期待される効果これだけではとても弱いように思ったんですが、そのあたりでわざわざこういうものを道州制特区で提案しようというところ、もう少しもし説明があるのであればお願いしたいと思っております。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります、資料3の7ページ、先ほどちょっと名前変えますけれども、資料3、7ページでございます。

それで、町内会事業法人制度の創設ということでございます。右側に具体的な提案内容ということでございますが、下にかっこ書き、なお自治法260条の2により、町内会は市町村長の許可を受けて法人格を取得できるが、これは集会所などの不動産保有といった形で、いわゆる会館の管理とかそういう維持管理の類に止まっているものですから、何とももう少しアクティブな形、コミュニティビジネスとか、その主体としてできないかという観点からの提案と考えております。

○川城地域主権局長：

今、NPOでできるのではないかという、林委員からのお話がありました。そういう手法ももちろんあるかと思えますし、町内会という1つのまとまりの中で少しウイングを伸ばしたいというような実際のご意見もありますので、手法はNPOも1つの手法ですし、町内会という法人をもう少し、何と申すんでしょうか、事業ができるようなことも制度開放として検討できないかという、どっちじゃなきゃだめだということではないと思っておりますので、こういうことも考えているということでございます。特に町内会の方々と実際に意見交換なんかをした中で、こういうようなお話もあったものですから、我々として今検討しているということでございます。

○井上会長：

そのほかいかがでございましょうか。
福士委員どうぞ。

○福士委員：

広域中核市、考え方についてはいいのではないかなと思うんですけれども、これ現在の制度で、果たして広域中核市を作るというふうにはですね、決めたらできるのか、それとも現在の制度でもですね、あまり法定要件を緩和しなくても、現在でもだんだんとですね、緩くなってきている。中核市もある特例市もあるということですね。かつ、道から権限移譲もできます。逆に言うと広域中核市というものを作って機能するのかどうかということが気になります。

それと、確かにそういう需要があって使いやすい制度が用意してあればいいのではないかなというふうには思いますし、メリットがあるんでしたら検討する価値は十分あるのではないかなというふうに思います。

○山本委員：

ほぼ同じようなことなんですが、広域中核市制度に関しては、この問題が恐らく、便益があるであろうところの方の、実際のやっぱり対象になりそうなところの方の、お話を聞いてみたい気が非常にしますね。適切な方がきっと何人かおられるんだと思うんですけど、それをもし可能ならお願いしたいのと、林委員それから福士先生もおっしゃってた、今の町内会事業等々のところですね。これ現実的に言うと、今こういうものの運営主体になってらっしゃる方というのは、非常に高齢な方で、恐らくもしこの制度を導入するとしたら、最大に期待する効果としては、私なんか個人的に言うと、もう少し若い人達が、我々以下の年齢の人達がコミュニティビジネスに参画することで、地域が本当に活性化する。住みよいまちになっていく。というようなことかなとは思いますが、そういうことが可能であれば、意味あることかなんだろうかと。ただ今の方達、ただ一方でですね、そう言いながら、ある程度年齢の高い方達が、第3ステージ、第4ステージということで、心豊かに、そんなに多くない収入でも楽しく生きていくということも大事な価値なので、そのあたりをどう見ていくかによって、こういうのって必要度が変わってくるんだらうと思うんですね。ただこれが、道州制特区の枠組みで議論されるべきものかは、正直ちょっと疑問が残ります。以上です。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

では、皆さん方からご意見いただきました。

それで1つは、全体として言えることは、これは道州制特区というところになじむのかどうか、あるいは道州制特区ということで提案しなければいけないのかということ。これは先ほど私も言いましたし、資料の1に書いてありますけれども、道民の皆さん方からの提案を受けた中で、我々が分類したのは、道州制特区提案によらなくてもオリジナルの道民提案では、これは対応可能ということであった。ただもう少し議論を、ヒアリング、事務局で特に最後の町内会関連は、されたんだというふうなニュアンスでお話しになりましたけども、そういう中で、実はもう少し幅広い範囲を考えておられるとい

うことで、道民の方は。だから、それを実現するためには、やはり地方自治法の部分というもので、少し範囲を拡大解釈する、あるいは適用を少し広げるという形で対応していく必要があるということで、例えば町内会事業法人制度のというのは、地方自治法に新たな条項、260条の3を設けという形で、入れていかなければ実現しないというような判断をされた。

それでその前の、広域中核市も同じように、これは第252条の21の2以下を設けて中核市という形で、若干オリジナルの意見よりは少し拡大したということで、こういうふうに通区提案という形になってくる。

ただそれにしても、効果その他のところというのがあまり見えにくいねというような話がある。ただ、私個人としては、これは効果というのは私ども自身が実際に会って、それを判断しなければいけないわけで、我々が今、個々人で持っている知識と経験で、それを、道民提案を排除するということは、若干難しい、今やってはいけないことなのかなというふうに思うので、ここはいずれにしても継続審議という形で、次回以降議論していく中で、委員の中でね、まとまりきらなければ、それはそれで積み残していくということの選択をしたいというふうに思っている。ただそれにしても、この中で、特に基礎自治体の強化というところの123で広域中核市があって、そして183ですかね、かっこ付きの、そのところにもやっぱり一極集中都市化の解消ということで、広域中核市の形成というのがありますので、そのところの今直前に申し上げた、その効果、そしてこれをやって、それは事務局の冒頭のところの説明があったと思いますが、市町村合併等々がある程度進んでいった状況の下でということでないで、このところは多分実現、日の目を見て実際に行われるというのは難しいということで、いずれにしても、これは山本委員からも少し提案がありましたけども、当事者の方々のですね、意見、あるいはこれに詳しい方の意見を聞いてみたいということでありましたので、これは一度ですね、聞いてみるということにしたらいかがなものかなというふうに思います。意外とこれ、外で呼んでこなくても、福士先生が詳しくれば、福士先生に講義をしていただいても結構なんです。それよりも当事者のほうがいいですかね。まあ福士先生は、それは委員としてご意見を言っていたいただければあれなので。

(川城地域主権局長～いろいろ選定してご相談して決めたいと思います。)

そういうことでいかがですかね。

(川城地域主権局長～わかりました。)

この委員会に意見を、助言と言いますかね、あるいはこういうことがなぜ必要なのかということを中心に説明していただける方を、かつての医療関係の時と同じような形でお呼びして意見を賜るとのこと。それでよろしいですか。

(川城地域主権局長～候補者をご相談したいと思います。)

市長会だとか、町村会だとか、あるいはもともと誰がこれ提案したんだというものもあるんだけど、これ道民の意見で出てきてるわけだから。そういうことも含めて、ちょっと御提案いただいて、実現に移すようにいたしましょう。

何か付け加えることがあれば。

○五十嵐副会長：

会場を中抜けして申し訳ありません。こんなこと初めてなんですけど、申し訳ありませんでした。

戻ってよろしいですか。出たかどうか。ちょっと1つ調べてほしいなと思うことがあって、観光関連なんですけれども、観光振興でいくつか提案が出されているんですけれども、基本的に、道内に入ってくる観光客の8割以上、85%近くは、飛行機で入ってくるということで、新千歳の役割というのは私は大きいと思っているんですね。

それで1つ調べていただきたいこと、1つご提案なんですけど、1つはですね、どうしても今までの制度だと新千歳の活用は羽田に規制されていて、羽田から飛び立つ便が少ないから入って来れないという制約があるんですね。それで安倍さんが首相の時にアジアゲートウェイ構想があって、2国間協定の廃止をして、オープンスカイの構想をお話はされて、ちょっとホームページを見てもどう結論に至ったのかちょっとよくわからなかったんですね。それでそれは、中央で考えてることですから、多分関空とか羽田とかのオープンスカイを念頭に置いた議論だったとは思うんですけれども、やっぱり地方空港の自由な航空会社の交渉とか、あるいはそうすることによって知事とか北海道として、相手国と交渉ができるというふうに、権限としては非常に大きいかないというふうに思いますので、ちょっとその結論がどうなったのかなというのと、それが検討の余地があるのかどうかをちょっと調べていただいて、もしあれば、乗っけていきたいなと思います。

それからもう1つは、貨物受け入れということで出てるんですけれども、深夜のですね。貨物受け入れしか出てないんですが、当然今言ったように、海外からの直行便を誘致しようということになると、やはり夜間の離発着ということが問題になってくるかと思うので、24時間化というんでしょうか、空港の夜間活用についてもですね、貨物だけじゃなくて検討できないかどうか、ちょっとこれも現状がどうなっているか、ちょっと担当の方に確認をいただいて、もし俎上に乗せられるのであれば、貨物ではなくて旅客という意味ではどうなのかをちょっと調べてほしいんですが。よろしく願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

2点ありましたけども、1点目のところは、これは何らかの形でやっぱりここは道民提案というのを軸にして進んでる部分があって、ちょっと名称を検討してほしいという、先ほどの右側の欄がありましたので、そういったものとの関連で、やっぱり道民提案と関連づける形で、今、五十嵐委員がおっしゃられた1番目というのは、対応していただければ、私としてはありがたい。

それで2点目のところ。これは前回出された宿題だと私は理解してるんですが。だったと思うんですね。

(川城地域主権局長～前回のと一部共通する部分がありますので、改めてご報告したいと思います。)

調べていただければありがたいということをお願いしておきます。

では、最後のところでしたけども、地方自治ということは、委員の先生方の意見の全てをという形で、私はまとめきれていないのではないかと懸念はしますけれども、ここでご提案させていただいた、それぞれの、環境、観光、地方自治のそれぞれのセクショ

ンでまとめさせていただきましたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(各委員発言なし。)

それで、これでフィックスされて、固定化されてということの必要性はないわけで、第1次答申もそうでしたので、何かまたアイデア等々があれば、全体の流れの中に絡み合わせながら、私どもとしてはベストを尽くして、ベストの提案をしていければというふうに思いますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

ではですね、ちょっと時間の関係もあるので、全体まとめないで今の言い方しましたけども、あとは次回以降、今日たくさん宿題が出たかも知れませんが、事務局のほうで論点を整理していただいて、次回以降、建設的など言いますか、効率的な議論ができるように、対応していただければありがたいというふうに思います。

では、事務局のほうで、あと次回以降のところの説明も含めて、ちょっと事務局のほうから。

(富士委員～ちょっといいですか。)

どうぞ。

○富士委員：

これすぐ検討課題になるということではないと思うんですけども、私が気になってたのは、先ほど道のほうの関係でですね、道のプランがあったと思うんですね。道州制に関する。つまりその、ロードマップみたいな形でですね、最終的には要するにこの2重、3重行政を解消するというようなことですよね。そういう道としての方針があったと思いますので、それを資料としていただければというふうに思ってるわけなんです。

それと例えばここに出ている、負担金制度の廃止といったものは、あまり大きすぎですね、恐らくそういう検討対象になるというようなものではないでしょうけれども、やはり意識しながらやっておいたほうがいいんじゃないかというような気がするんですね。つまり、道州制というのは、恐らくここにいらっしゃるみなさんは、それぞれ道州制に関するイメージを持っていると思うんですけども、その辺、大きく拡げておいてもですね、道として大きく持っているものを資料としていただいたほうがいかなというふうに思ってます。

○井上会長：

それではそういうことで、よろしくお願いたしたいと思います。

それで、もうコメントはいいかな、事務局のほうで今後の審議日程等々も含めて、ご説明いただければと思います。

申し訳ありません、今、(2)次回(第8回)委員会についてということで、議題のところをスイッチしましたので、よろしくお願います。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります、次回委員会の開催日につきましては、メールで一応ご確認させていただいておりますが、11月6日火曜日、午前中でしたら5名の先生方が出席可能ということで、大変つまって恐縮でございますが、11月6日、9時30分から開催させていただければと思います。

(川城地域主権局長～場所は。)

今日はちょっと寒かったですが、今度は9時半ということで、場所は同じ場所を想定しております。

○井上会長：

では、11月6日、9時半から、場所はここでということで開催させていただきたいというふうに思います。

なかなか全員の先生が揃うというのは難しいので、こういう形になってしまいますが、是非とも日程の調整方よろしく願いいたします。

では、今度は議題の3かな。その他というところではありますが、事務局のほうから何かありますか。

(川城地域主権局長～特にございません。)

では、本日本日予定しておりました議題は、全て議論を尽くしましたので、次回以降、今日の審議を継続してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

本日はどうもご苦勞様でした。